**平成２３年（フ）第３２８３号**
神奈川県綾瀬市落合南１丁目３番26号　サンハイツパートⅠ―202
債務者　松本　進一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月21日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２８６号**
沖縄県中頭郡北谷町字吉原326番地２
債務者　金城　恵子（旧姓平安名）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２３年（フ）第３０６号**
沖縄県沖縄市泡瀬６丁目27番Ｂ―303号　泡瀬市営住宅
債務者　平良　信子（旧姓熱田）
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

**平成２３年（フ）第３２４３号**
横浜市金沢区並木１丁目４番２―1107号
債務者　杉田　美好
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月24日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第９３号**
長野県北佐久郡御代田町大字塩野1614番地１
債務者　萩原　節子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月24日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月29日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

**平成２３年（フ）第３７号**
熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽5109番地５　ニュー青雲荘105号
債務者　阿波由美子
1　決定年月日時　平成23年12月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月27日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後３時30分
熊本地方裁判所阿蘇支部

**平成２３年（フ）第１７６１７号**
埼玉県上尾市大字瓦葺2716　尾山台団地５―５―210
債務者　高波　　實
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７６２７号**
東京都中野区野方６丁目45―７―103
債務者　東山　英一
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７６９５号**
埼玉県志木市幸町２丁目９―43―105
債務者　佐藤　直樹
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１７７１７号**
東京都国立市富士見台２丁目13―４―105
債務者　川手　　正
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月28日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７１３号**
静岡市清水区梅ケ谷271番地の２　六反田ハイツ305
債務者　伊藤　康広
1　決定年月日時　平成23年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月29日まで
5　免責審尋期日　平成24年２月22日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第１６０７号**
東京都東久留米市前沢５丁目13番14号はくれん202
債務者　山崎　道子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月１日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第３０５９号**
横浜市緑区鴨居５丁目15番３号　緑コーポ101号
債務者　川畑　　康
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第３２００号**
横浜市中区上野町２丁目66番地　渡辺方
債務者　岸　　邦明
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第１６０１号**
東京都西多摩郡奥多摩町氷川1806番地１栃久保住宅
債務者　瀧上　京子
1　決定年月日時　平成23年12月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年３月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部